

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 寒河江市大字日田字中向400番地

氏 名 株式会社 アールテック

(法人にあつては名称

及び代表者の氏名) 代表取締役 後藤 重信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可  
を受けたものであることを証する。

大江町長 渡 邊 兵 吾



許可の年月日 令和 元年 6月 1日

許可の有効期限 令和 3年 5月31日

1 事業の範囲

一般廃棄物の収集運搬

2 許可の条件

- (1) 許可業者は、町の指示に従い廃棄物の収集運搬を行うこと。
- (2) 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号以下「政令」という。）第3条第1項の処理基準に従い、一般廃棄物の収集運搬を行わなければならない。
- (3) 許可業者は、特別管理一般廃棄物の収集運搬を行うときは、政令第4条の2第1項の処理基準に従わなければならない。
- (4) 許可に係る権利を他に譲渡し、又は他に代行させてはならない。
- (5) 本条件に定めるもののほか、関係法令に違反する行為があつた場合は許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることがある。

3 許可の更新、変更状況